物品調達等及び委託役務競争入札参加資格承継承認事務取扱要領

平成２５年　７月　１日制　　定

（趣旨）

第１条　この要領は、物品調達等及び委託役務に係る競争入札参加資格の承継及びその承認事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 入札参加資格　物品調達等及び委託役務に係る競争入札に参加する者に必要な資格をいう。

(2) 承継　入札参加資格の認定を受けている者が、当該認定を受けている入札参加資格の内容を変更せずに、他の者に承継させることをいう。

(3) 資格要件　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の５第１項及び第１６７条の１１第２項の規定に基づき、入札参加資格に関し定めた競争入札参加に必要な要件をいう。

(4) 承継人　入札参加資格の承継を受けようとする者をいう。

(5) 被承継人　承継人に対し、入札参加資格を承継させる者をいう。

（基本的要件）

第３条　入札参加資格の承継は、原則として次の各号のいずれにも該当する場合にのみ承認するものとする。

(1) 当該承継を希望する入札参加資格に係る営業（以下「営業」という。）の一切が被承継人から承継人へ移転したと認められること。

(2) 承継の承認を申請する時点において、承継人が当該承継を希望する入札参加資格に係る資格要件（承継の承認を申請する時点における直近の告示により定めたものとする。）を満たしていること。

(3) 当該承継を希望する入札参加資格の資格要件について、法令の規定による許可又は登録（以下「許可等」という。）を受けていることが条件である場合には、営業の移転に際し、当該入札参加資格に関し被承継人が受けた許可等の効力が失われる以前において承継人が当該許可等を受けていること。

（申請手続）

第４条　入札参加資格の承継を申請しようとする被承継人及び承継人（以下「承継人等」という。）は、前条の要件の全てに該当する場合には、第１号から第３号に掲げる書類に、第４号から第７号までに掲げる場合に応じた書類を添付して提出しなければならない。

(1) 競争入札参加資格承継承認申請書（別記様式第１号。以下「申請書」という。）

(2) 承継を受けようとする入札参加資格に係る承継人の資格審査申請書及びその申請書に添付すべき書類（第４号から第７号までに掲げる書類と重複する場合は省略することができる。）

(3) 承継を希望する入札参加資格の一部について、承継人が資格要件を満たさないものがある場合は、当該資格の一部に係る廃業等の届出書

(4) 入札参加資格を有する者が営業譲渡又は会社分割により、その営業を一体として譲渡し、又は承継させ、当該営業を譲受又は承継した者が当該営業に係る入札参加資格の地位を承継しようとする場合

ア　営業譲渡契約書又は会社分割契約書の写し

イ　営業譲渡契約又は会社分割契約を承認決議した株主総会の議事録の写し（譲受人及び譲渡人）

ウ　定款（譲受人のみ）

エ　公正取引委員会届出受理書の写し（譲受人及び譲渡人。ただし、届出が必要な場合に限る。）

オ　承継を希望する物品調達等及び委託役務に関する許可（登録）証明書（譲受人のみ）

カ　商業登記簿謄本（譲受人のみ）
キ　代表者の印鑑登録証明書（譲受人のみ）
ク　許可（登録）取消通知書の写し又は廃業届（官公庁の受付印のあるもの）の写し等承継に係る営業を廃止したことを証するもの（譲渡人のみ）
ケ　直近の決算書の写し（譲受人及び譲渡人）

(5) 入札参加資格を有する会社が合併により消滅し、合併後存続する会社が当該消滅した会社の入札参加資格の地位を承継しようとする場合
ア　合併契約書の写し
イ　合併契約を承認決議した株主総会の議事録の写し（存続会社及び消滅会社）
ウ　合併後の定款（存続会社のみ）
エ　公正取引委員会届出受理書の写し（存続会社及び消滅会社。ただし、届出が必要な場合に限る。）
オ　承継を希望する物品調達等及び委託役務に関する許可（登録）証明書（存続会社のみ）
カ　合併後の商業登記簿謄本（存続会社のみ）
キ　合併後の印鑑登録証明書（存続会社のみ）
ク　許可（登録）取消通知書の写し又は廃業届（官公庁の受付印のあるもの）の写し等承継に係る営業を廃止したことを証するもの（消滅会社のみ）
ケ　直近の決算書の写し（存続会社及び消滅会社）

(6) 入札参加資格を有する個人が死亡し、相続によりその者が営業のために使用していた財産の全てを相続した相続人が当該入札参加資格の地位を承継しようとする場合
ア　戸籍謄本（相続人及び被相続人）
イ　引継直前日（被相続人の死亡日）までの仮決算書
ウ　引継時の貸借対照表
エ　関係相続人の同意書（営業権の相続同意）
オ　承継を希望する物品調達等及び委託役務に関する登録証明書
カ　被相続人に係る登録取消通知書の写し又は承継に係る営業を廃止したことを証するもの

(7) 入札参加資格を有する個人がその営業を廃止し、その者が営業のために使用していた財産の全てを提供して設立した会社が当該入札参加資格の地位を承継しようとする場合
ア　移転財産に関する引継書の写し
イ　法人設立直前日までの仮決算書（廃業する個人のみ）
ウ　法人の営業開始時の貸借対照表（新設法人のみ）
エ　承継を希望する物品調達等及び委託役務に関する登録証明書（新設法人のみ）
オ　商業登記簿謄本（新設法人のみ）
カ　定款（新設法人のみ）
キ　印鑑登録証明書（新設法人のみ）
ク　廃業する個人に係る登録取消通知書の写し又は承継に係る営業を廃止したことを証するもの（廃業する個人のみ）

（承継の承認）

第５条　市長は、前条第１号の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると判断された場合には、競争入札参加資格承継承認通知書（別記様式第２号）により承継人に承継を承認した旨を通知するものとする。

２　前項の規定による審査に当たっては、承継人等に対し、必要に応じ営業の移転に至った理由、経緯等について説明を求め、又は資料の提出を求めることができるものとする。

３　承継の承認の通知に当たっては、各発注部局への周知等発注事務上必要のある場合には、承継の効力を生じる日をあらかじめ指定するものとする。

（資格者名簿の取扱い）

第６条　入札参加資格の承継の承認後は、資格者名簿に所要の変更を行う。

（委任）

第７条　この要領に定めるもののほか、入札参加資格の承継の承認に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附　則

この要領は、平成２５年７月１日から施行する。

別記様式第１号（第４条関係）

競争入札参加資格承継承認申請書

平成　　年　　月　　日

東　広　島　市　長　様

承継人　所在地

商　号

代表者　　㊞

被承継人　所在地

商　号

代表者　　㊞

次のとおり競争入札参加資格の承継の承認を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

①　被承継人の入札参加資格登録番号		
②　承継人の入札参加資格登録番号		
③　承継人の許可（登録）の種類		
④承継した営業の種類	物品調達等の名称	
	委託役務の名称	
⑤承継年月日		平成　　年　　月　　日
⑥　資　格　承　継　理　由 （営業の移転に至った経緯）		

注１　相続により競争入札参加資格を承継しようとする場合は、被承継人の記名・押印は不要とする。

２　この①と②の欄の登録番号とは、物品調達等及び委託役務に係る入札参加資格の登録番号を示す。

３　③の欄は、物品調達等及び委託役務に係る資格要件となっている許可（登録）の内容を記入すること。

４　⑥の欄は、資格承継の原因となる営業の移転理由について、移転の形態（営業譲渡、合併等）及び移転に至った経営上の経緯を含め、具体的に記入すること。

別記様式第２号（第５条関係）

競争入札参加資格承継承認通知書

東広契　第　　号

平成　　年　　月　　日

承継人　所在地

商　号

代表者　　様

東 広 島 市 長　　印

平成　　年　　月　　日付けで申請のあった競争入札参加資格の承継を承認したので、通知します。

（なお、被承継人に対し認定している入札参加資格については、平成　　年　　月　　日付けで取り消します。）